

(公印省略)

中部相第 24 号
令和 7 年 3 月 26 日

国土交通省北陸信越運輸局
富山運輸支局長 殿
石川運輸支局長 殿

総務省
中部管区行政評価局長

実態と異なる自動車の所有者登録の解消（あっせん）

当局では、総務省設置法（平成 11 年法律第 91 号）第 4 条第 1 項第 14 号の規定に基づき、行政機関等の業務に関する苦情申出について必要なあっせんを行っています。

この度、当局に対し、自動車を購入したにも関わらず登録上の所有者が自動車販売店となっていたことにより、意に反した方法で自動車が処分されたとする行政相談がありました。

この行政相談について、自動車販売店における所有者登録の実態等を調べるとともに、当局行政改善推進会議（座長：稲垣 隆司元愛知県副知事）に付議して有識者の意見を聴取した結果、別紙のとおり対応が必要と考えられますので、御検討ください。

なお、これに対する対応措置（方針を含む。）について、令和 7 年 5 月 30 日までに御回答くださいますようお願いいたします。

担当：首席行政相談官
電話：(052)972-7416

【別紙】

1 申出要旨

石川県内の自動車販売店から一括払いで購入した車が能登半島地震で破損したため、廃車にすることにした。車は購入時から所有者が自動車販売店になっており、私は使用者になっていたため、同店に車を渡し、廃車手続を依頼した。

その後、地域福祉推進支援臨時特例給付金の自動車給付金（50万円）を申請するために運輸支局へ確認したところ、廃車（永久抹消）になっていないと言われた。自動車販売店に確認したところ、私の車は所有者が解体業者に変更され、永久抹消されていなかった。

自動車販売店に「廃車」を依頼したにも関わらず、その手続が行われず、また、私が了解していないのに所有者の変更ができてしまうのはおかしいのではないかと。

※ 本相談は、令和6年7月に、当局等が設置した災害専用フリーダイヤルで受け付けたものである。

その後、相談者からの求めに応じて、永久抹消登録がなされ、相談者は自動車給付金を受給している。

2 当局の調査結果

別添のとおり

3 中部管区行政評価局行政改善推進会議の意見要旨（令和7年2月6日(木)開催）

本件相談を端緒として、ほかにも同様の事例が想定されることから、当局行政改善推進会議に諮ったところ、次のような意見が出された。

- 道路運送車両法の趣旨を踏まえると、事実に基づき正しい所有者を登録すべきことは明らかなのではないかと。
- 名義が自動車販売店のままでもデメリットがないという認識がユーザーにあるのではないかと。デメリットを具体的に理解していただく取り組みが必要である。
- よく理解しないまま自動車の名義を自動車販売店にしているユーザーが少なからずいるようだ。正しく所有権が登録されないと、権利が法的に保護されないことを自動車販売店は顧客に説明すべきなのではないかと。
- 事実に基づく名義登録を行い、権利関係の安定を図ることは、給付等の行政事務を的確に行う上で重要である。
- 今回の相談を契機として評価局の調査で明らかになった実態を踏まえ、適切に所有者の登録を行うよう、自動車販売店やユーザーに周知・啓発を図るべきである。

4 あっせん

自動車販売店による所有権留保登録（自社名義登録）は、購入者が自動車販売店のカーローンを利用するなど代金を完済していない場合には、全国的に広く利用されている。しかし、当局の調査によると、石川県、富山県内の自動車販売店では、新規登録において、購入者が代金を支払ったにも関わらず、自動車販売店の名義で所有者を登録する慣行があることが認められる。

自動車販売店は、購入者側のニーズがあり、合意に基づくものと説明しているが、当局の調査によれば、所有者を自動車販売店として登録することについて、十分認識しないまま手続を進めている購入者が一定数いることがうかがわれる。

このような取扱いは、本件相談のように、本来の所有者の意思にそぐわない自動車の処分が行われる要因となっており、公証による所有権の保護を目的とする道路運送車両法の趣旨に反していると考えられる。

上記3の当局行政改善推進会議の意見を踏まえて、当局が検討した結果、事実に基づかない所有権登録がなされると、本来の所有者が不利益を被る可能性があることについて、自動車ユーザーの認識を深めることが重要と考えられることから、自動車購入者等に対し、登録手続の際の所有権の設定を適切に行うよう注意喚起する必要がある。

【当局の調査結果】**1 自動車の登録**

道路運送車両法第5条において、登録を受けた自動車の所有権の得喪は、登録を受けなければ、第三者に対抗することができないとされており、同法第7条において、自動車の新規登録を受けようとする場合は、譲渡証明書又は自動車の所有権を証明するに足る書面を添えることとされている。また、同法第13条において、登録自動車について所有者の変更があったときは、新所有者は15日以内に移転登録の申請をしなければならないとされている。

申請の際には、自動車登録令第14条において、登録の申請をする者は、登録の原因を証する書面を提出することとされており、同令第16条において、申請書には印鑑登録証明書を添付することとされている。

登録の審査において、運輸支局では、譲渡証明書及び印鑑登録証明書によって所有権を確認しており、売買やリースの契約書などの提出は求めていない。

2 石川県地域福祉推進支援臨時給付金の自動車給付金

石川県地域福祉推進支援臨時給付金の自動車給付金は、能登地域6市町（七尾市、輪島市、珠洲市、志賀町、穴水町、能登町）において、住宅に半壊以上の被害が生じている、もしくは敷地被害解体、長期避難の認定を受けている、65歳以上の高齢者がいる世帯、住民税非課税世帯、家計急変世帯などに対し、地震前から所有している自家用車を地震後に廃車（永久抹消）した場合に、1世帯につき50万円が支給されるものである。

自動車給付金は、登録上の所有者が世帯主または世帯員でない場合においても、自賠責保険の証明書や自動車税の領収書等を添付することにより、申請が可能となっており、石川県能登半島地震復旧・復興推進部生活再建支援課においても「自動車給付金の審査において、廃車登録が分かる資料に記載された所有者と申請者が異なっている場合は、自賠責保険や自動車税に関する書面、登録事項等証明書（保存記録）等により、申請者又は世帯員が使用していたことを確認している。」と説明しており、登録上の所有者となっていない場合でも自動車給付金は受給可能である。

3 石川、富山両県における所有権登録の実態

当局が石川県及び富山県の自動車販売店協会にヒアリングを行ったところ、両県においては、販売した自動車の名義（所有者）を自動車販売店として登録する取扱いが広く行われていたとしている。

その理由について、同協会では、かつては、多くの自動車販売店で購入者が注文書を提出し代金の一部を入金したタイミングで登録等の手続を進めており、自動車登録後に購入者に納車する際、代金が全額支払われない可能性もあるため、所有権を留保するために登録上の名義（所有者）を自動車販売店とすることがあったのではないかとしている。

また、売却や廃車時に印鑑登録証明書を取得する手間を避け、面倒な手続を販売店に任せたいという購入者側の意向もあり、代金が全額支払われた後においても、購入者の了解を得て名義（所有者）を自動車販売店のままにしておくことが、慣行としてあったとしている。

4 自動車登録の適正化

自動車関係団体で構成する自動車登録等適正化推進協議会は、国土交通省と協力し自動車登録等適正化推進運動を実施しており、住所変更時、名義変更時の登録の必要性についてリーフレットを配布するなどして周知を図っている。

自動車登録等適正化推進運動の目的は、以下のとおりとされている。

自動車の登録は、第三者への対抗要件である「所有権の公証」といった民事的役割、自動車の使用実態の把握、環境保全、安全性の確保といった自動車行政目的の他、税務、警察等他の行政の制度的インフラとなっています。

自動車保有台数が8,000万台を超える現在、引越し等で住所を変更した場合の「変更登録」、名義が変わった場合の「移転登録」の手続きが必ずしも適切に行われていないケースが目立っています。こうした傾向が増えることは、正確な権利関係、使用の実態等が反映されないだけでなく、関係する様々な分野に大きな影響を与えることとなります。

(注) 一般財団法人自動車検査登録情報協会のホームページから転記した。

石川県自動車販売店協会では、現在、同県内の自動車販売店において、i) 納車時や車検時に、所有権留保の解除（所有権の移転登録）についての案内する紙を顧客に渡す、ii) ローン等が完了した際には使用者に所有権の移転登録手続をとるようハガキ等で通知するなどして、自動車販売店名義のままとなっている自動車に係る所有権の移転登録を顧客に勧め、登録の適正化に取り組んでいると説明している。

しかし、過去に販売した自動車については、今更、印鑑登録証明書を入手して移転登録を行う手間を避ける顧客も多く、自動車販売店としても何度も督促することは顧客に好まれないため、所有権の移転登録に至らない場合も多いとしている。当局が石川県、富山県の自動車販売店協会を通じて、自動車販売店を対象に実施したアンケート（後述6(2)参照）においても、代金の完済等により、所有権留保が不要となった顧客に対して、28社中17社が、所有権の移転登録を行うよう案内しているが、大半（17社中15社）の自動車販売店においては、所有権の移転手続が実施されないことが多い（「ほとんど移転登録がなされない」、「多少は移転登録がなされる」）と回答している。

5 北陸信越運輸局管内の各運輸支局における所有者登録の状況

北陸信越運輸局管内の4県（新潟県、長野県、富山県、石川県）の各運輸支局における乗用車（普通乗用車、小型乗用車）の新規登録時の名義の別を抽出調査した結果は、表1のとおりである。新潟、長野の両運輸支局に比して、富山、石川の運輸支局においては自動車販売店名義で登録している割合が高くなっている。特に令和元年11月における「個人・法人」を所有者とする登録と自動車販売店を所有者とする登録の比率は、新潟が概ね1：1、長野が概ね3：1なのに対し、富山は1：4、石川は1：2となっており、自動車販売店を所有者とする割合に顕著な違いが生じている。

また、令和元年11月と比較すると、令和6年11月の富山、石川運輸支局における自動車販売店名義の登録は減少し、個人・法人名義の登録が増加している。

表1 北陸信越運輸局管内運輸支局における新規登録時の所有者の状況

(単位：件、%)

時期 運輸支局名	令和元年11月			令和6年11月			自動車販売店名義の増減率(b/a-1)
	個人・法人	自動車販売店(a)	信販会社	個人・法人	自動車販売店(b)	信販会社	
新潟	31件	30件	39件	32件	20件	48件	△33.3
長野	57件	16件	27件	44件	10件	46件	△37.5
富山	15件	62件	23件	38件	23件	39件	△62.9
石川	19件	43件	38件	32件	29件	39件	△32.6

(注) 1 北陸信越運輸局管内の各運輸支局において、上記の各月ごとに100件を抽出して調査した結果による。

2 「個人・法人」の「法人」は、自動車販売店又は信販会社以外の法人である。

図1 4運輸支局における新規登録時の所有者の割合（令和元年11月）

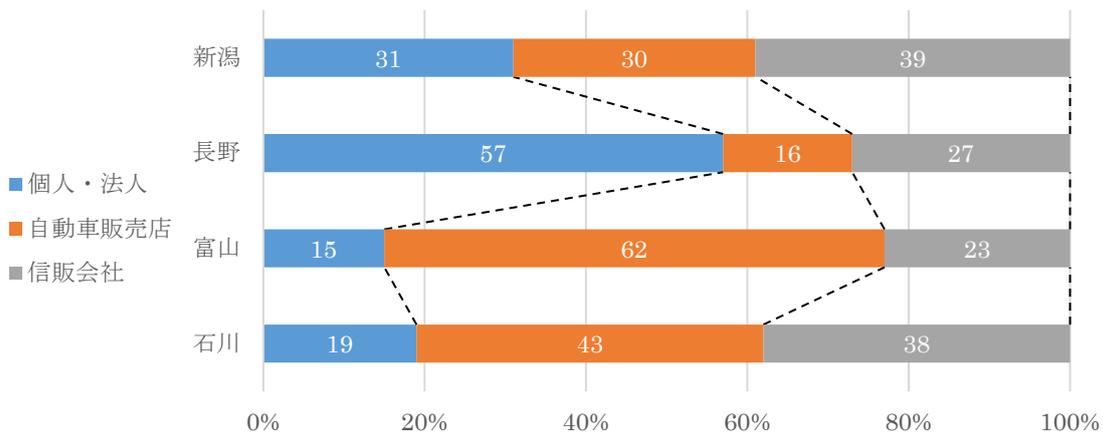
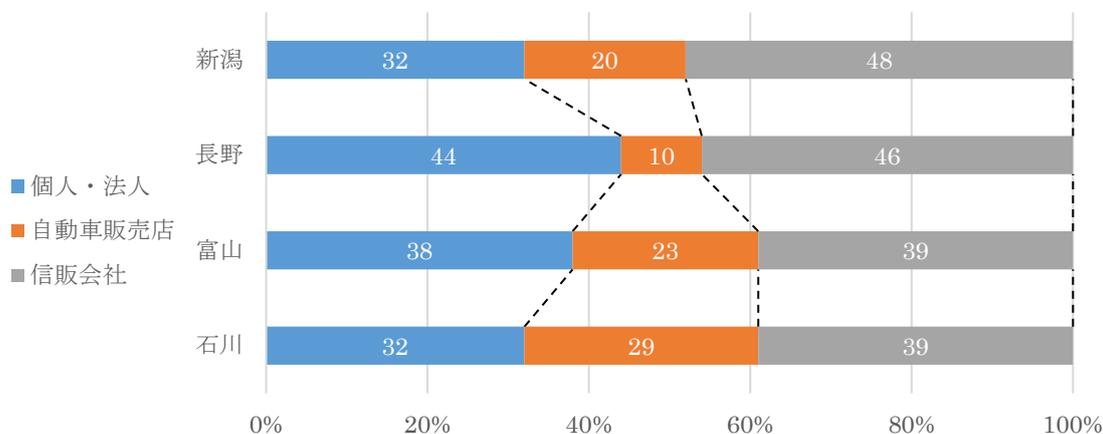


図2 4運輸支局における新規登録時の所有者の割合（令和6年11月）



6 アンケート調査の結果

今回、自動車購入時の自動車登録の取扱いの実態について把握するため、当局において、購入者（行政相談委員）及び自動車販売店に対し、所有権が購入者に移転すると考えられる「自動車を一括払いで購入したケース」を中心にアンケート調査等を実施した結果は以下のとおりである。

（1）購入者（行政相談委員）

石川県及び富山県の行政相談委員75名（石川38名、富山37名）を対象に聞き取り及びアンケート調査を実施したところ、平成31年1月以降に自動車を購入した者は38名（石川17名、富山21名、委員の親族を含む。）であった。

これら38名のうち、新車を一括払いで購入した者は26名（石川12名、富山14名）であり、このうち所有者が自動車販売店となっているものは13件（50%、石川5名、富山8名）であった（表2）。これを購入年別にみると、所有者が自動車販売店となっているものと購入者となっているものの数が令和4年から5年にかけて逆転している（表4）。

表2 新車を一括で購入した場合の所有者の状況

(単位：人、件)

事 項	石川	富山	計
新車を一括で購入した者の数(a)	12	14	26 (100%)
上記aのうち所有者が自動車販売店となっているもの(b)	5	8	13 (50%)
上記aのうち所有者が購入者となっているもの(c)	7	6	13 (50%)

(注)1 当局の調査結果による。

2 アンケートは行政相談委員とその親族を対象として行い、回答があったのは75人(石川県38人、富山県37人)である。

表3 中古車を一括で購入した場合の所有者の状況

(単位：人、件)

事 項	石川	富山	計
中古車を一括で購入した者の数(d)	4	5	9 (100%)
上記dのうち所有者が自動車販売店となっているもの	2	0	2 (22.2%)
上記dのうち所有者が購入者となっているもの	2	5	7 (77.7%)

(注)1 当局の調査結果による。

2 アンケートは行政相談委員とその親族を対象として行い、回答があったのは75人(石川県38人、富山県37人)である。

表4 名義別の推移

事 項	令和元年	2年	3年	4年	5年	6年	合計
新車を一括購入した者(a)	3	7	5	5	4	2	26
所有者が自動車販売店(b)	2	4	3	3	1	0	13
所有者が購入者(c)	1	3	2	2	3	2	13

(注)1 当局の調査結果による。

2 平成31年1月以降に新車を購入した26人について記載している。

3 令和5年までは1月～12月、令和6年は1月～10月までの数値である。

また、所有者が自動車販売店となっている場合の購入時の説明状況を尋ねたところ、「印鑑登録証明書を用意する手間が省ける。」「車の買替えや廃車の時の手続きが簡便になる。」など、購入者の手続上の負担を軽減できるとの説明を受けたとするものが4件(石川2件、富山2件)、「説明を受けた記憶がない。」とするものが8件(石川3件、富山5件)であった。

以上のとおり、アンケート結果によると、新車を一括払いで購入した者の約3割(26名中8名)は、自動車の名義(所有者)を自動車販売店として登録することについて、十分に認識しないまま購入手続を進めていることがうかがわれるところである。

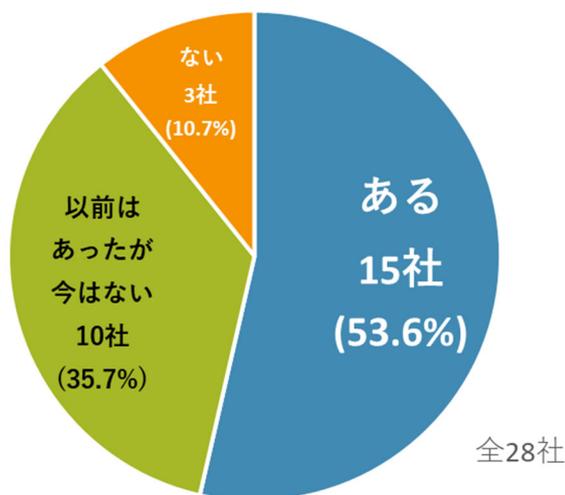
(2) 自動車販売店

石川県及び富山県自動車販売店協会を通じ、同協会の会員である自動車販売店に対し、新車を一括払いで購入した場合の自社名義登録の有無等についてアンケートを実施したところ、28社(石川7社、富山21社)から回答が得られた。

これら 28 社のうち 15 社では、新車を一括払いで購入した場合に自社名義で登録することがあるとしている（図 3）。それぞれどの程度の割合で自社名義登録が行われているかを尋ねたところ、50%程度以下とするものが 9 社（40～50%：3 社、20～30%：4 社、10%以下、2 社）である一方、70～80%とするものも 3 社みられた（図 4）。これらの販売店では、具体的には、登録後に支払いを受ける場合、印鑑登録証明書を準備する手間を省くため、顧客が希望する場合などに自社名義登録を行うとしている。

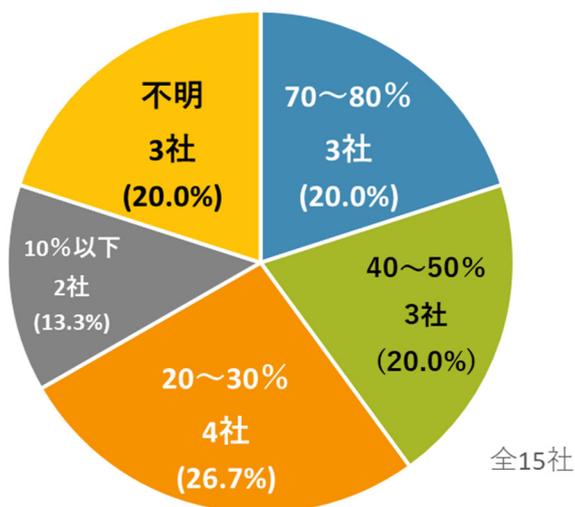
また、このように自社名義登録を行った場合であって、現在も所有者の移転登録が行われていないものの台数を把握しているか尋ねたところ、15 社中 12 社（80%）が把握していないとの回答であった（図 5）。

図 3 新車を一括払いで購入した場合の自社名義登録の有無



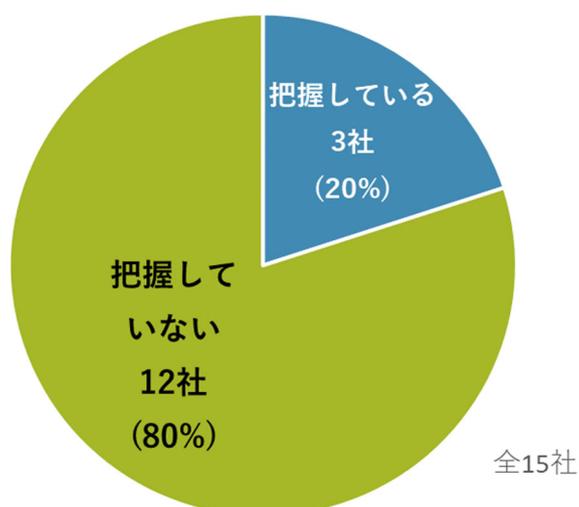
- (注) 1 当局の調査結果による。
 2 登録までに入金が間に合わないなどやむを得ない場合に限り、一時的に自社名義登録し、残金入金後に速やかに購入者に移転登録を行うケースがあるとする回答は、「ない」と整理した。

図 4 自社名義登録を行っている 15 社における自社名義登録の割合



(注) 当局の調査結果による。

図 5 自社名義登録を行っている 15 社における自社名義台数の把握状況



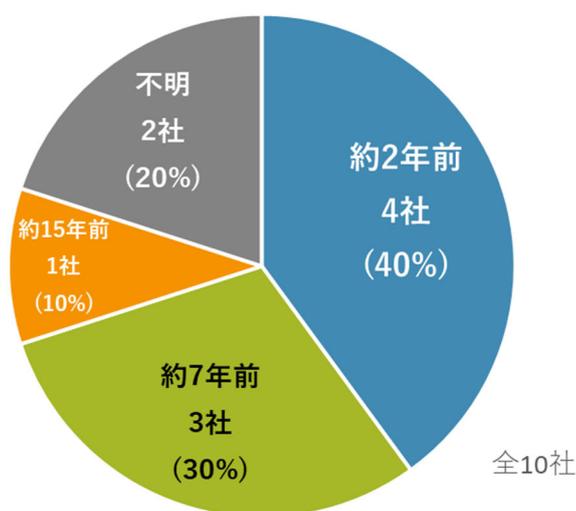
(注) 当局の調査結果による。

一方、28社のうち10社では、「以前は自社名義登録を行っていたが現在は行わないよう見直した。」としている。見直しを行った理由としては、「実態と異なる登録を行うことについて当社役員から改善するよう指摘があった。」、「登録までに購入者から代金を全額入金していただくよう契約手順を改めたため所有権を留保する必要がなくなった。」ことなどが挙げられている。

なお、自社名義登録の見直しを行った時期について、約2年前に行ったとするものが4社(40%)となっており、購入者に対するアンケート結果の表4において、新車を一括購入した者のうち所有者が自動車販売店となっているものと購入者となっているものの数が令和4年から5年にかけて逆転し、自社名義登録の比率が少なくなっていることと合致している。

このほか、28社中3社では、自社名義登録を行っていないと回答しており、現在では、石川県及び富山県においても、半数近くの自動車販売店において新車を一括で購入した場合には、自社名義登録を行っておらず、一定の見直しが進んでいる状況にあると思われる。

図6 自社名義登録の見直しを行った10社における見直しの時期



(注) 当局の調査結果による。

このほか、自動車登録の適正化について、自動車販売店の意見を聞いたところ、以下のとおり自社名義登録について問題と認識していないものがある一方、顧客等の認識を改めるための取組を求める意見も聞かれた。

○ 自動車登録の適正化に係る自動車販売店の主な意見

(自社名義登録について肯定的な意見)

- ・ 所有権登録のために、印鑑登録証明書を準備する手間や費用を負担に感じる顧客も少なくない。
- ・ 車検や納税上の不便はないため、新車を一括払いで購入した場合であっても、慣例として、所有者を自動車販売店とすることに抵抗を感じない顧客が多い。
- ・ 新車登録時のほか、買替え等の際にも印鑑登録証明書が不要となるため、所有者を自動車販売店とすることを希望する顧客が一定数存在する。自動車販売店側も自社名義登録のデメリットを思いつかない。

(自動車登録の適正化の推進を求める意見)

- ・ 自動車登録の適正化について、今以上にユーザーへの周知を行っていただきたい。
- ・ 県内では、自社名義登録がまだまだ見られるが、解消するべきであり、勉強会などが開催されるとありがたい。

7 被災自動車の永久抹消登録がスムーズに行えなかった事例

北陸信越運輸局では、令和6年2月から6月にかけて能登半島地震において被災した自動車の永久抹消登録について、輪島市などの被災地に出張して、受付を行っている。

永久抹消登録にあたっては、通常、自動車検査証（車検証）、ナンバープレート、印鑑登録証明書及び実印が必要であるが、能登半島地震の被災自動車については、自動車のナンバーが判明しており、マイナンバーカード等で所有者本人であることが確認できれば、永久抹消が行える特例が設けられていた。

この出張受付は、石川行政評価事務所の特別合同相談の一環として実施されており、その記録を確認したところ、自動車の永久抹消等の申請を行おうとした被災者は全部で16名いたが、このうち9名は被災自動車の所有者が自動車販売店等と登録されており、所有者からの申請ではないと、出張受付の会場で申請が受け付けられていなかった。

これらの申請者については、後日、自動車販売店に依頼して、永久抹消登録に必要な書類を入手し、改めて申請することが必要となっており、事実に基づき所有権が正しく登録されていないことにより、被災者が、出張受付という支援施策を利用できなかったケースが生じているところである。

8 関係行政機関（北陸信越運輸局）の意見

1 新規登録、移転登録にかかわらず、登録申請に添付する「所有権を証明するに足る書類」とは、譲渡証明書及び印鑑登録証明書である。このことは自動車登録業務等実施要領に定められており、全国同一の取扱いである。

なお、売買やリースの契約書ではなく、移転登録の登録の原因を証する書面として道路運送車両法第33条（道路運送車両法施行規則第64条）「譲渡証明書」を求めているのは、いろいろな様式の契約書を提出されては、書類審査に時間がかかることからである。

2 売買契約書やリース・ローンであることを確認できる書類などの確認は行っていない。所有権は譲渡証明書及び印鑑登録証明書で確認するため、その必要性はないと考える。登録は申請がなければこれをしてはならないとされている（自動車登録令9条）。移転登録は登録義務者、登録権利者より申請に基づき行われるものであり、申請書に記載されている内容と添付書面にて自動車登録官により審査が行われ登録される。

3 自動車販売店と顧客の合意に基づき、自動車販売店を所有者として登録することは民衆の契約であり、それに基づき申請が行われている。このため運輸支局は民事不介入のため関与する立場にない。

なお、土地や建物の登記においても同じことが言えると考えます。

4 運輸局では、富山、石川両県において、自動車販売店を所有者とする登録が著しく多いという実態は承知していない。

5 自動車販売店は、運輸局が管轄する法人ではなく、その商取引の方法について指導などを行う立場にない。

6 さまざまな販売契約がある中で、法令上、現金一括で新車を購入する場合であっても必ずしも所有者として登録しなければならないということはない。双方の同意があり契約が交わされているのであれば法令違反を問うことはできない。そもそも道路運送車両法やその関係法令等において、一括払いで購入した自動車の所有者をその購入者としなければならないという旨の条文はなく、「新車を一括払いで購入したにも関わらず、自動車販売店の名義で所有者登録が行われている状況の解消を目指す」というのが今回の貴局の目的であるならば、自動車販売店への啓発については、自動車の登録の適正化ではなく契約関係の適正化を求める内容となるため、弊局としては対応困難である。その件については、消費者保護に係る施策

を所管している省庁へあっせんしていただきたい。

国土交通省としては民間の契約の結果として自動車の所有権を有している者について、(実印を押した)譲渡証明書及び印鑑証明をその挙証書類として、登録(=所有権の公証)を行っているにすぎず、民間の契約の内容(支払い方法、所有権留保の有無など)に対して、是正を要求することはもちろん、意見をすることさえ不適切であると考えている。

(参考) 中部管区行政評価局行政改善推進会議

中部管区行政評価局管内に申出があった行政相談を端緒として、行政の運営に係るものについて、有識者の意見を聴取し、その的確かつ効果的な改善を推進することを目的として設置(令和6年4月1日に行政苦情処理委員会から名称を変更)。

構成員は次のとおり。

- (座長) 稲垣 隆司 (元愛知県副知事)
- (委員) 栗本 幸子 (元(公財)あいち男女共同参画財団理事長)
- 島田 佳幸 ((株)中日新聞社論説主幹)
- 諏訪 一夫 (名古屋市立大学大学院経済学研究科特任教授(元名古屋市総務局長))
- 中村 正典 (弁護士(元愛知県弁護士会会長))
- 中村 昌弘 (元名古屋銀行頭取)